

公益社団法人日本不動産学会不動産研究センターにおける 公的研究費の不正防止計画

2018年4月27日制定

2018年11月24日変更

1. ルールの明確化・統一

- ・規程等を整備し、公的研究費に係る取扱い、及び研究活動における注意事項を周知する

2. コンプライアンス意識の向上

- ・e-learning等の講習会を通じて法令順守の意識向上を図る。
- ・研究者及び事務職員に講習会受講を促し、受講状況の管理を行う。

3. 適正な運営・管理のための方策

- ・公的研究費の採択者から、公的研究費を適正に使用する旨の誓約書の提出を求める。
- ・不正を行った場合は、「公益社団法人日本不動産学会不動産研究センターにおける研究にかかわる不正の防止等に関する規程（案）」に基づいて処分を受けることを伝える。
- ・主な取引業者に対し、不正防止に関する誓約書の提出を求める。

4. 計画的な経費の執行

- ・研究者及び事務職員は、研究計画と執行状況を把握し、連携を密にして計画的な経費の執行を行う。

5. 発注及び検収体制の整備

- ・発注及び検収は、「公的研究費事務取扱要領（案）」の第5条に基づき、金額等に応じて必要な対応を行う。

6. 物品の適切な管理

- ・10万円以上の物品及び換金性の高い物品について、不動産研究センターの財産である旨を明示したシールを添付する等により適切に管理する。

7. モニタリングの在り方

- ・監査対象は、全数を対象に、会計書類の検査及び購入物品の使用状況等について確認する。

8. 通報窓口の設置

- ・公的研究費の不正への取組みに関する不動産研究センターの方針等を公表する。
- ・通報窓口をホームページ上に掲載する。

9. 不正を発生させる要因の把握と不正防止計画の改定

- ・監査結果の活用、及び事務職員からの情報提供に基づき、防止策を検討し、必要に応じて不正防止計画を改定する。